第３号様式（第７関係）　　　　　　※□の部分は、■により項目を選択してください。

事業計画書

１　事業概要

|  |  |
| --- | --- |
| (1)施設名称 |  |
| (2)施設所在地住所 | 住所：取得状況：□取得済（□所有地、□借地（契約期限：　年　月　日　　年契約））□取得予定（□所有地、□借地（契約期限：　年　月　日　　年契約））取得元：□国有地、□公有地（自治体名：　）、□民間 |
| (3)施設用途 |  |
| ☐公的な資金の使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第２条に規定する風俗営業等）を目的とした施設・設備には該当しません。（上記に該当するテナントの入居が想定される場合を含む。） |
| (4)施設全体棟数 | 棟 | (5)補助対象棟数 | 棟 |
| (6)補助対象建物階数※複数の場合は棟ごとに記載 | 階建て（地上　　階、地下　　階）  |
| (7)構造種別 | □木造　　□一部木造　　□混構造　　　　　　　　　　　　 |
| (8)施設全体延床面積 | m2　 |
| (9)補助対象床面積 | 　　m2　　 |
| (10)補助対象面積割合※小数第３位以下切り捨て | (9)/(8) | ％ |
| (11)建築物の防火性能 | 【建築地の地域区分】□防火地域 □準防火地域 □22条区域 □その他地域【必要となる建築物の防火性能等】□耐火建築物 □準耐火建築物(　　　分) □その他 |
| (12)他の補助金の有無 | □なし　□あり（□交付決定済み・□申請中または申請予定）第4号様式に詳細を記載※建築物の木造化を促進すること等を目的とする他の補助事業の審査中又は交付決定済である建築物については応募できません。(第２第３項) |
| (13)事業スケジュール | 基本設計：　 年　　　月　　　日～　　 年　　　月　　　日 |
| 実施設計：　　年　　　月　　　日～　　 年　　　月　　　日 |
| 建築工事：　 年　　　月　　　日～　　 年　　　月　　　日 |

２　事業内容　（施設全体のコンセプト・木造の実施内容など）

木造化の取組について、概要図や内外観イメージ図等を交えた説明を簡潔に記載すること。

※ なお、本様式によらない資料を用いる場合、Ａ４版１枚以内でまとめること。

３　材積計算書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 |  | 数量 | 単位 | 備考 |
| (ア) | 国産木材　材積（多摩産材含む） |  | 　 | m3 |  |
| (イ) | うち多摩産材　材積 |  | 　 | m3 |  |
| (ウ) | 外材　材積 |  |  | m3 |  |
| (エ) | 木材使用材積　合計 | (ア)+(ウ) |  | m3 | 外材含む |
| (オ) | 補助対象面積 | 事業計画(9) |  | m2 |  |
| (カ) | 補助対象面積当たりの国産木材使用量 | (ア)/(オ) |  | m3/m2 | 木造0.15、混構造0.05以上が要件 |
| (キ) | 多摩産材使用割合　多摩産材/国産木材 | (イ)/(ア) |  | ％ | 3割以上が要件 |

〇端数が出る場合には任意の桁で切り捨てて記載すること。

〇多摩産材については使用量合計が200m3を超えた場合には上表の割合にかかわらず、要件を満たす。

〇別添で材積を計算するための木拾い表及び使用箇所が分かる図面を添付すること。

木拾い表と図面は使用箇所が照合できるよう番号や記号などを振ること。

木拾い表は、必ず(ア)国産木材（多摩産材含む）、(イ)うち多摩産材、(ウ)外材に表を分け、上表と合計数量が一致するようにすること。

４　対象事業の要件確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| (1)多摩産材使用箇所(本要領第３第1項(4)ウ)多摩産材を使用する部分の概要を簡潔に説明してください。多摩産材はできるだけPR効果を見込めるところに重点的に使用してください。 |  |
| (2)建物の耐久性確保(本要領第３第1項(4)エ)建物の耐久性確保についての設計上の配慮や維持管理・メンテナンス等に関する配慮について簡潔に説明してください。 |  |
| (3)森林資源の持続可能性への配慮(本要領第３第1項(4)オ) | 次の中で利用するものに■により選択（複数選択可）□国や都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品（例：都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会（FIPC）などの認証制度）□森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品（例：森林管理協議会（FSC）、PEFC森林認証プログラム（PEFC）、「緑の循環」認証会議（SGEC）などの認証制度）□林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品□合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づき合法であることが確認されている木材・木材製品 |
| 申請者が整備に参加している山林の木材の利用等、上記以外の独自の取組みがあれば記載してください。 |
| (4)木造建築物の普及に寄与する取り組み |
| ①木材の利用普及効果(本要領第３第1項(4)カ(ｱ))構造部の木材を現しで使用する部分、内装木質化を図る部分について記載してください。現しで使用しない場合には多摩産材及び国産木材を使用していることを効果的に建物に明示する計画を記載してください。 |  |
| ②竣工後の木材のPR (本要領第３第1項(4)カ(ｳ))建物内の木材利用について大きさ、枚数等記載。各箇所1か所以上は設置。印刷物やホームページ等による公表計画を記載。 | ・多摩産材及び国産木材使用箇所を明示するプレートの設置計画・印刷物やホームページ等による公表計画 |
| ③建物見学会への協力(本要領第３第1項(4)カ(ｴ)) | 工事中の見学会　□可　　□不可竣工時の見学会　□可　　□不可竣工後の見学会　□可　　□不可不可のものがある場合には、理由を記載。 |
| ④技術資料の公表(本要領第３第1項(4)カ(ｵ)) | □可　　□一部不可一部不可の場合には、その範囲と理由を箇条書きで記載。 |
| ⑤工事費、維持管理費等の公表(本要領第３第1項(4)カ(ｶ)) | □建設工事費、維持管理計画書、修繕費、維持管理費等に関する資料、財団の求めに応じて公表することに同意する。 |
| ⑥建築写真の提供(本要領第３第1項(4)カ(ｷ)) | □可　　□不可不可の場合には、その範囲と理由を箇条書きで記載。 |

|  |
| --- |
| (5)工事中の仮囲い等への看板設置計画（本要領第３第1項(4)カ(ｲ)） |
| 多摩産材を活用した建物であること及び多摩産材を使用することの意義を説明する看板（原則として概ね縦900mm×横900mm以上。ただし、設置場所の自治体の条例等で規制がある場合にはその範囲内とする。）を工事着手後設置する計画を記載。設置場所、サイズ、デザイン案を含むこと。 |